別表第二及び別表第三を次のように改める。

（「次のよう」は、省略し、その関係書類をこども家庭庁成育局に備え置いて縦覧に供するとともに、こども家庭庁のホームページ（https://www.cfa.go.jp/policies/kokoseido/law/law）により公表する。）

附　則

（施行期日）

第一条　この告示は、公布の日から施行し、改正後の規定は令和七年四月一日から適用する。

（経過措置）

第二条　この告示の適用の日前の特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定については、なお従前の例による。

（キャリアパス要件の特例）

第三条　令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間における処遇改善等加算の算定に係る第一条第十七号及び第十九号から第二十一号までの規定の適用については、同条第十七号中「当該施設等において職員の職位、職責又は職務内容等に応じた勤務条件の策定等を行った場合に、次の表の」とあるのは「次の表の」と、同条第十九号中「削除」とあるのは「キャリアパス要件分　当該施設等において職員の職位、職責又は職務内容等に応じた勤務条件の策定等を行わなかった場合に賃金改善分から減じる二パーセントの割合をいう。」と、同条第二十号中「基礎分及び賃金改善分」とあるのは「基礎分、賃金改善分及びキャリアパス要件分」と、同条第二十一号中「平均経験年数及び賃金改善」とあるのは「平均経験年数並びに賃金改善及びキャリアアップ」とする。

（冷暖房費加算の特例）

第四条　令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間における冷暖房費加算の算定に用いる地域の区分については、第一条第三十六号イからホまでの規定にかかわらず、次の地域の区分によるものとする。

一　一級地（国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号。以下「寒冷地手当法」という。）別表に規定する一級地をいう。）

二　二級地（寒冷地手当法別表に規定する二級地をいう。）

三　三級地（寒冷地手当法別表に規定する三級地をいう。）

四　四級地（寒冷地手当法別表に規定する四級地をいう。）

五　激変緩和地域（一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第七十二号。以下この五において「改正法」という。）による改正前の寒冷地手当法別表に規定する四級地に該当する地域であって、改正法による改正後の寒冷地手当法に掲げる地域以外のものをいう。）

六　その他地域（前各号に掲げる地域以外の地域をいう。）

○総務省告示第百三十五号

地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条の三第十項の規定に基づき、令和七年度地方債同意等基準を次のように定めたので、同項の規定により公表する。

令和七年四月一日

総務大臣　村上誠一郎

第一　総括的事項

一　地方債同意等基準の策定方針等

1　地方債同意等基準は、地方財政法（昭和23年法律第109号。以下「地財法」という。）第５条の３第10項の規定に基づき、地方公共団体の自主性及び自立性を高めるとともに、その運用の公正・透明性の確保を図る観点から、定めるものとする。

2　令和７年度の地方債の同意又は許可（以下「同意等」という。）は、令和７年度地方債計画の事業別計画額を基準として行うものとする。

また、地方債の資金に関しては、公的資金は民間資金の補完であることを基本とし、各資金及び事業の性格、事業量並びに地方公共団体の資金調達能力、財政状況及び財政運営の健全性等を踏まえた適切かつ柔軟な資金配分を行うものとする。

二　地方債協議等のスケジュール等

1　地方財政法施行令（昭和23年政令第267号。以下「地財令」という。）第２条第１項第１号に掲げる地方公共団体の地方債の協議又は許可申請（以下「協議等」という。）に係る同条第２項若しくは第21条第２項に規定する総務大臣が定める期間又は地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成19年政令第397号。以下「健全化令」という。）第14条第１項に規定する総務大臣が定める期間は、原則として、通常の場合の協議等にあっては７月までの間で総務大臣が定める日まで、国の補正予算等による地方負担額の増その他事業費の増等に伴う追加の協議等にあっては当該年度末までの間で総務大臣が定める日までの期間とする。

また、民間等資金債（市場公募債及び銀行等引受債をいう。以下同じ。）の４月から７月発行等のため、早期の同意等を要する場合には、別に定めるところにより、当該地方債の発行に支障を来さないよう早期の協議等を行うものとする。

2　地方債の同意等に関する地方自治法（昭和22年法律第67号）第250条の３第１項に規定する通常要すべき標準的な期間は、協議等から同意等まで、おおむね１か月とし、当該年度末までに同意等が行われるものとする。

3　本基準における用語の使用については、地財法、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「健全化法」という。）、地財令、健全化令及び地方債に関する省令（平成18年総務省令第54号。以下「省令」という。）の例による。

4　本基準のほか、各年度の地方債の同意等に当たり必要な事項は別に定める。

第二　協議団体に係る同意基準

一　一般的同意基準

1　一般的事項

⑴　地方債の協議は、地方債計画の事業区分を基本とし、二に定める事業区分を協議の単位として行うものとする。

⑵　地方債の協議においては、原則として、一般的同意基準に掲げる事項に合致するものについて、同意するものとする。

2　地方債を財源とする事業

地方債の発行は、世代間の負担の公平や地方債を発行する地方公共団体の財政運営の健全性、財政秩序の維持、受益者負担の原則等を損なわないものである必要があり、それぞれの事業に係る同意に当たっては、次のような点についても、留意するものとする。

⑴　公営企業（主としてその経費（一般会計又は他の特別会計からの繰入れ（以下「他会計繰入金」という。）による収入をもって充てることとされている経費を除く。）を当該事業により生じる収入をもって充てることのできる事業をいう。以下同じ。）の財源に充てるための地方債（以下「公営企業債」という。）については、建設改良費及び準建設改良費（省令第12条及び附則第８条に規定する建設改良費に準ずる経費をいう。）（以下「建設改良費等」という。）